（その１）

福岡県選挙管理委員会 受付 -8.6.-1 第 号 受付時刻 時 分

収支報告書

※該当箇所に ✓ すること

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
✓ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（2都道府県以上）

1 政治団体の名称（ふりがな） 次世代政策研究会（じせだいせいさくけんきゅうかい）

2 主たる事務所の所在地 〒815-0041 福岡県福岡市南区野間４丁目１－３５－１０７

3 代表者の氏名 稲富 修二

4 会計責任者の氏名 稲富 修二

5 令和７年分

団体コード	1 2 7 0 0 8 0 9 1 0 0 0 9 2
前年繰越額	27,010 円

事務担当者の氏名 古屋 伴朗

電話番号 092-557-8501

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合

資金管理団体の指定の有無

□ 有 ✓ 無

公職の種類 （現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

✓ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 稲富 修二

公職の種類 衆議院議員 （現・候）

（※）資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

受付 8.7.1 収支公開室 第 号

1676

102220

（その2）

1 収支の総括表

収　入　総　額	27,010	①+②
（前年からの繰越額）	27,010	①（前年報告書の繰越額）
（本年の収入額） 2 収入項目別金額の内訳 の（1）～（6）の計	0	②（本年の収入）
支　出　総　額	11,000	③（その13の合計を記入）
翌年への繰越額	16,010	①+②−③

2 収入項目別金額の内訳

（1）個人の負担する党費又は会費		
金　　額	0	
員　　数 （党費又は会費を納入した人の数）	0	

（2）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
（ア）個人からの寄附	0	内訳を（その７）に記入（寄附者の区分：個人）
（うち特定寄附）	0	
（イ）法人その他の団体からの寄附	0	内訳を（その７）に記入（寄附者の区分：法人その他の団体）
（ウ）政治団体からの寄附	0	内訳を（その７）に記入（寄附者の区分：政治団体）
小計（(ア)+(イ)+(ウ)）	0	④
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	⑤
合　計（ア+イ）	0	④+⑤

必須様式(2/4)

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項　　目	金額（円）	備考（※） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		
1　経常経費				
（1）　人件費	0		⑥	「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目（人件費を除く）ごとに様式（その14）に内訳を記載すること
（2）　光熱水費	0		⑦	
（3）　備品・消耗品費	0		⑧	
（4）　事務所費	11,000		⑨	
小　　計	11,000		⑩	（⑥～⑨の計）
2　政治活動費				項目ごとに 様式（その15）に内訳を記載すること
（1）　組織活動費	0		⑪	
（2）　選挙関係費	0		⑫	
（3）　機関紙誌の発行その他の事業費	0		⑬	（ア＋イ＋ウ＋エ）
ア　機関紙誌の発行事業費	0			
イ　宣伝事業費	0			
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0			
エ　その他の事業費	0			
（4）　調査研究費	0		⑭	
（5）　寄附・交付金	0		⑮	
（6）　その他の経費	0		⑯	
小　　計	0		⑰	（⑪～⑯の計）
合　　計	11,000			（⑩＋⑰）

※ 支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄に記入し、併せてその内訳を様式（その１６）により報告すること。

☆支出がある場合は、本様式は必須となる。

（その14）

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費	
	支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備　考
1	監査報酬	11,000	R7.4.15	山田泰江税理士事務所	福岡市中央区大名2-4-38チサンマンション天神Ⅲ1109	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

この頁の小計	11,000
その他の支出	0
合　計	11,000

※　この様式は、「国会議員関係政治団体」又は「資金管理団体」である期間中に係る人件費以外の経常経費の支出について記載するものであること。

※　１件５万円以上の支出は、個々の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず１件１万円超の支出について個々の内容を記載し、
その領収書等の写しを添付すること。これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

経常経費の内訳

（その17）

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有(※)	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

※　有の場合、その内訳を様式（その１８）に記入すること。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑ 1　領収書等の写し

□ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日
令和　8　年　5　月　30　日

政治団体の名称　次世代政策研究会

会計責任者の氏名　稲富 修二　稲富　【署名又は記名押印】

※ 以下は**解散日の属する年の収支報告書（解散届に添付する収支報告書）のみ記入**すること。

代表者の氏名　　【署名又は記名押印】

（備考）会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない

政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

必須様式（4/4）

政治資金監査報告書

令和 8 年 5 月 30 日

次世代政策研究会
代表　稲富　修二　殿

登録政治資金監査人　山田泰江　印
登録番号　第 2910 号
研修修了年月日　平成 21 年 7 月 24 日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、次世代政策研究会のすべての令和 7 年に係る法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、次世代政策研究会事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

次世代政策研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、次世代政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上